

第2回北区立中学校部活動地域展開等推進協議会 次第

日時：令和7年11月6日（木）18：30～

場所：北とぴあ 902 会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- （1）令和7年度地域クラブ活動の導入について
- （2）地域クラブ活動指導者研修の実施について
- （3）部活動地域展開等に伴う中間支援組織との連携について

4 その他

5 閉会

（配布資料）

- | | |
|------|---------------------------|
| 資料 1 | 令和7年度地域クラブ活動の導入について |
| 資料 2 | 地域クラブ活動指導者研修の実施について |
| 資料 3 | 部活動地域展開等に伴う中間支援組織との連携について |
| 参考資料 | 北区立中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱 |

令和7年度地域クラブ活動の導入について

北区立中学校部活動地域展開等推進計画(令和7年3月策定)に基づき、子どもたちのスポーツや文化活動に触れる選択肢を増やすため、令和7年度から以下の地域クラブを導入する。

また、計画に基づく地域クラブ活動の拡充を図るため、令和8年度から導入する地域クラブ活動について、公募型プロポーザル方式により運営団体の選定に着手する。

運営団体	種目
東京都北区剣道連盟	剣道
一般社団法人東京都北区サッカー協会	女子サッカー
NPO法人れっど・しゃっふる	プログラミング

(参考)北区立中学校部活動地域展開等推進計画

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
地域クラブ活動	運動部	1部活動設置	1部活動拡充	1部活動拡充	1部活動拡充	1部活動拡充
	文化部	1部活動設置	1部活動拡充	1部活動拡充	1部活動拡充	1部活動拡充
	累計	2部活動	4部活動	6部活動	8部活動	10部活動

令和7年度地域クラブ活動の導入について

(活動の様子)



プログラミング体験会



剣道

地域クラブ活動指導者研修の実施について

生徒及び保護者が安心して地域クラブ活動に参加できるよう北区と包括協定を締結している学校法人東洋大学と連携し、以下のとおり令和7年度から活動を開始する地域クラブの指導者を対象とした研修を実施した。

- 1 日 時 令和7年10月4日(土)及び5日(日)
- 2 場 所 東京都北区立赤羽文化センター第1学習室A
- 3 参加人数 延べ11名(地域クラブ3団体)
- 4 研修内容

10月4日(土)	10月5日(日)
部活動外部移行にまつわる日本スポーツ界の近年の流れ	コーチング
学校体育・部活動とは？	スポーツ心理学
スポーツ哲学 (競争の哲学－勝利追及主義と勝利至上主義のちがい)	ディスカッションワーク
リスクマネジメント(事故や怪我の予防、対処)	リスクマネジメント(法的対応)

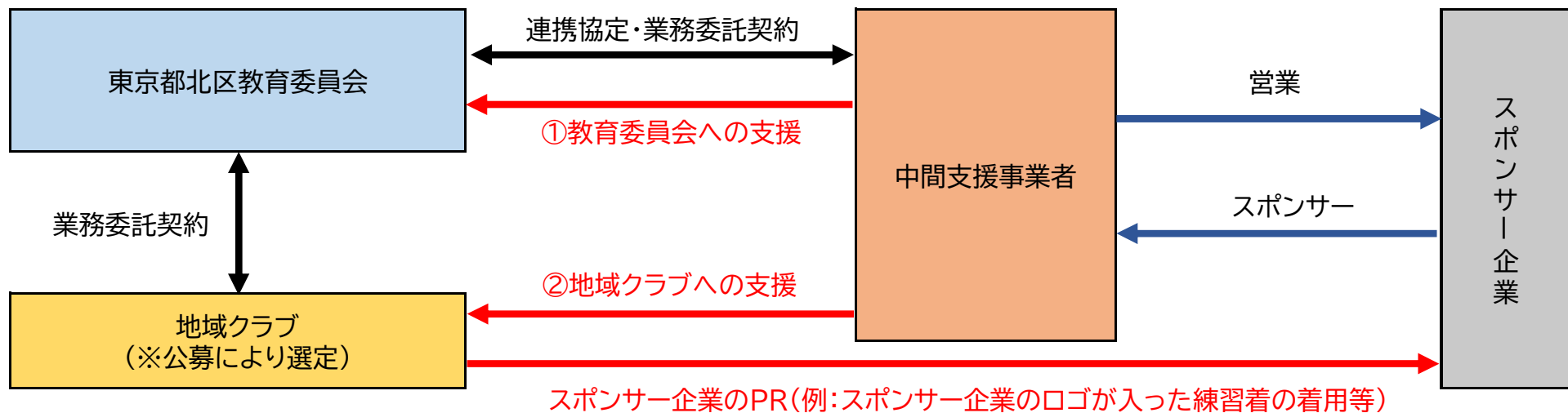
地域クラブ活動指導者研修の実施について

(研修の様子)



部活動地域展開等に伴う中間支援組織との連携について

北区立中学校部活動地域展開等推進計画(令和7年3月策定)に基づく「部活動の地域展開等」を計画的かつ着実に進めていくため、事業者が有するノウハウや経験を活用し、新たに地域クラブ活動を担う団体や中学校部活動における部活動指導員の発掘等の課題に連携して取り組んでいく。



①教育委員会に対する支援

- ・新たに地域クラブ活動を担う団体の発掘
- ・部活動指導員の発掘

②地域クラブに対する支援

- ・活動支援(相談窓口の設置やスポーツ用品等の支援)
- ・指導者研修の実施

北区立中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱

7 北教教生第 1 2 8 4 号

令和 7 年 5 月 9 日教育長決裁

(設置)

第 1 条 北区立中学校部活動地域展開等推進計画（令和 7 年 3 月策定。以下「計画」という。）に基づく部活動の地域展開等を推進するため、北区立中学校部活動地域展開等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項に関する課題を整理し、当該課題について東京都北区教育委員会に助言する。

- (1) 部活動の地域展開等に関する事項
- (2) 計画の見直しに関する事項
- (3) その他東京都北区教育委員会が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する 2 名の者とする。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席した副会長及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員（会長である委員を除く。）は、委員が指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 6 協議会は原則公開とする。ただし、会長が認めた場合は非公開とすることができる。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、教育振興部生涯学習・学校地域連携課とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者 2名以内
中学校長会から推薦された者
北区立中学校PTA連合会から推薦された者
北区スポーツ推進委員協議会から推薦された者
公益財団法人東京都北区体育協会から推薦された者
公益財団法人北区文化振興財団から推薦された者
教育振興部長
教育振興部教育政策課長
教育振興部学校支援課長
教育振興部教育指導課長